

国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第7条の2の規定により、次のとおり令和8年度の飯塚市国民健康保険資格確認書の更新期日を定める。

令和8年6月1日

飯塚市長 武 井 政 一

1 令和8年度飯塚市国民健康保険資格確認書の更新期日

令和8年8月1日